

2 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める

(1) 地域の特色を活かした教育を推進する

●練馬区教育振興基本計画

教育委員会では、これまでの区の教育についての取組や教育基本法の改正などの教育に関する制度の変化などを踏まえ、区が目指すこれからの教育の姿を明らかにし、教育の振興に関する施策を総合的・計画的に進めるため平成24年5月に「練馬区教育振興基本計画」を策定した。

計画策定に当たり、区民、学識経験者や学校関係者等からなる練馬区教育振興基本計画懇談会における検討結果を踏まえるとともに、区民意見の募集を行った。

計画期間は24年度から33年度までの10年間で、おおむね5年経過時点を目途に、教育をめぐる社会情勢の変化などに応じ必要な見直しを行う。

1 基本理念と区が目指すこれからの教育の姿

教育を取り巻く情勢や練馬区教育委員会教育目標、練馬区基本構想で掲げる10年後の姿を踏まえるとともに、地域における人材や団体が豊富なことなど地域全体で区の教育を支援する土壌があることから、以下の基本理念を定めた。

「地域の絆で育む『心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かな子供』」

また、この基本理念のもとに、区が目指すこれからの教育の姿をつぎのとおり定めた。

- ・「生きる力」を育む教育を推進します。
- ・学校・家庭・地域が協働し、社会全体で教育に取り組めます。
- ・練馬区らしさを活かした教育を推進します。

2 基本的な視点と基本施策

区が目指すこれからの教育の姿の実現を図るため、3つの基本的な視点に基づき15の基本施策を定めた。

(1) 基本的な視点1 教育の質の向上

- ① 学力向上に向けた支援
- ② 道徳教育および人権教育の充実
- ③ 体力向上および健康づくりに向けた支援
- ④ 就学前教育の充実
- ⑤ 小中一貫教育の推進
- ⑥ 今日的な教育課題への対応
- ⑦ 教員の指導力向上に向けた支援

(2) 基本的な視点2 家庭や地域と連携した教育の実現

- ① 地域に開かれた学校教育の推進
- ② 特色ある学校づくり
- ③ 子育て家庭への支援と子供の居場所づくり

(3) 基本的な視点3 教育環境の充実

- ① 教育相談の充実
- ② 安全・安心な教育環境の整備

- ③ 特別支援教育の充実
- ④ 学校施設・運営の環境整備
- ⑤ 子供の読書活動の推進

3 主な取組

15の基本施策の下に80の主な取組を体系化し、計画の着実な推進を図っていく。

●教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会

教育委員会の仕組みについて理解を深め身近に感じてもらうため、また、意見や要望を直接聞くことにより今後の教育施策に反映させるため、平成13年度から、教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会を毎年度開催している。26年度は、小・中学校4校で開催し、通算の開催校は55校となった。

●広報活動

教育委員会の所管する事業の普及・啓発を図るため、「教育だより」を年4回発行しているほか、教育委員会ホームページを適宜更新し、教育目標、教育委員会の議事録、学校教育に関する事業紹介、乳幼児から青年期に至るまでの子供に関する事業の紹介、学校・幼稚園の紹介など情報の提供に努めている。

●学校評議員

保護者や地域の方々の意見を幅広く校（園）長が聞き、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進するため、平成12年度から学校評議員制度を実施している。

学校評議員は、教育に関する理解および識見を有する方のうちから、校（園）長が推薦し、教育委員会が委嘱している。（26年度 全幼稚園、全小・中学校）

●学校安全安心ボランティア事業

平成16年度から、全区立小学校において、保護者や地域住民によるボランティアが来校者への声かけなどを行うことにより、授業時間中および登下校時の児童の安全をさらに高める活動を行っている。

また、児童とボランティアと一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などにより、その交流を進めている。

●学校安全対策事業

平成26年2月から、不審者の発生等により重点的な見守りが必要とされる学校について、民間警備員を派遣し、登下校の見守りおよび周辺の巡回を行うとともに、26年4月から警察官OBによる学校防犯指導員を設置し、防犯施策等に関する助言、指導および支援を実施している。

また、学校、地域等が連携して行う通学路における児童の見守り活動を補完するため、小学校の通学路への防犯カメラを26年度には全校（65校）に各1台設置した。

●学校応援団推進事業

平成16年度から、区立小学校に、PTAや町会・自治会などの地域住民からなる「学校応援団」を計画的に

設置し23年3月末までに、全65校に設置した。学校応援団は、小学校の児童および地域のために学校施設を有効活用することを目的とし、地域の人材を確保して、「児童放課後等居場所づくり（ひろば）事業」や「学校開放事業」を行っている。

また、登下校時の児童安全誘導などを行う「安全管理事業」、地域の人材を活用した「地域教育資源活用事業」、学校施設を活用した「学校施設活用事業」を実施している学校もある。

ひろば事業は、放課後に、児童が帰宅することなくそのまま学校の校庭、図書室、和室、体育館などで、自主遊びや宿題、読書などを行うことができる。児童にとっては、帰宅せずにランドセルを学校に置いたまま友達と楽しく過ごすことができるのが魅力である。

また、学校応援団が、地域の人の知識や経験を活かした企画・運営をする点に特色がある。

なお、放課後等における子供の安全で安心な居場所づくりを進めるため、『練馬区における「放課後子どもプラン」』を19年度に策定した。このプランに基づき、学童クラブ事業とひろば事業が連携して、両事業に参加する児童が学校内で共に活動できるよう、校庭などの遊び場の共有、ドッジボール大会やプラ板工作などの企画の実施といった取組を行った。

さらに、事業の実施結果などを踏まえ、22年3月に「第二次練馬区放課後子どもプラン」を策定し、25年3月に改定した。

●幼稚園・保育所と小学校との連携

幼児期の教育・保育は、小学校以降の生活や学習などの基礎を培う極めて重要なものであることから、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」や「小学校学習指導要領」において、幼児と児童との交流など、幼稚園・保育所と小学校との連携が求められている。また、近年、小学校への入学当初に、“授業に集中できない”、“先生の話が聞けず授業が成立しない”など、いわゆる「小1問題」と呼ばれる小学校の生活や学習に適応できない状況が見受けられている。

1 教育委員会における協議

幼児期の教育・保育と小学校教育との連携を望ましい方向に進めていくため、平成21年12月、教育委員会において協議を重ね、①公私立幼稚園と区立小学校との連携の強化、②公私立保育園と区立小学校との連携の強化、③公私立幼稚園と公私立保育園の連携の強化の3つの柱をもとに、“修了・入学時の連携”、“教育活動の連携（園行事や学校行事等）”や“保護者との連携（就学時健診や学校説明会等）”など、連携をより推進していくための取組について、今後検討していくこととした。

2 各校・園における取組

幼児期の教育・保育と小学校教育は、双方が連携して子供たちが充実した生活を送れるよう、それぞれの

つながりや成長を意識した取組を行うことが求められており、現在、小学校入学前の幼児が小学校を訪問して児童と交流する“学校見学”や“小学生体験”など、様々な取組が始まっている。

3 協議会における協議

24年4月の組織改正において、幼稚園・保育所・小学校の所管が教育委員会に一元化されたことを契機として、幼稚園・保育所・小学校の関係者が一堂に会して、幼児教育・保育と小学校教育との連携の在り方などについて協議し、子供の望ましい成長と発達に向けて適切な支援を行うため、「練馬区幼保小連携推進協議会」を設置した。

26年度は、「幼保小連携のめざすもの」、「幼保小連携の基本的な考え方」について取りまとめを行うとともに、幼保小連携の取組の充実に向けて様々な視点から協議を進め、教員・保育士を対象とした研修、意見交換の場の設定等の取組を実施した。引き続き、幼児期から小学校の接続期における様々な課題について協議を進めていく。

(2) 幼稚園教育を充実する

●幼稚園の現況

幼児期は、心身の発達の基礎を培う重要な時期である。

特に近年は就学前教育への区民意識が高まり、幼児教育施設に対して、より高次元の教育サービスが求められ、さらに、核家族化や共働き世帯の増加などにより、幼児を取り巻く家庭環境も大きく変わってきている。

このような状況の中で、幼稚園や保育園の果たす役割はますます大きくなっている。

区内では、3～5歳児の57.6%が幼稚園に入園し、そのうち55.6%が私立幼稚園児であることから、幼児教育に私立幼稚園の果たす役割は大きい。

平成27年5月1日現在の園児数は9,678人であるが、半数以上の幼稚園では定員に満たない状況である。

区では、私立幼稚園と公立幼稚園における保護者負担の格差是正を目的として、入園料および保育料の助成制度を実施している。26年度は、約24億5,597万円を助成した。一方で区立幼稚園においては、住民税が一定限度額以下の世帯に対して、入園料と保育料の減免を行い、就園の機会を確保している。

また、私立幼稚園に対しては、教育環境整備への補助、施設整備資金の利子補給、心身障害児保育委託、学級補助員配置助成等を行い、幼児教育の一層の充実を図っている。

私立幼稚園では保育が必要な在園児（3～5歳児）を、幼稚園教育時間の前後や長期休業期間に、同じ幼稚園の中で保育する預かり保育を実施している場合がある。また、27年4月1日現在、教育・保育および保護者に対する子育て支援等を総合的に推進することを目的とした施

設である認定こども園に私立幼稚園2園が認定されている。

区立幼稚園は、北大泉、光が丘むらさき、光が丘さくらの3園があり、27年5月1日現在の園児数は340人である。

この3園全園において心身障害児を受け入れた教育を行っている。

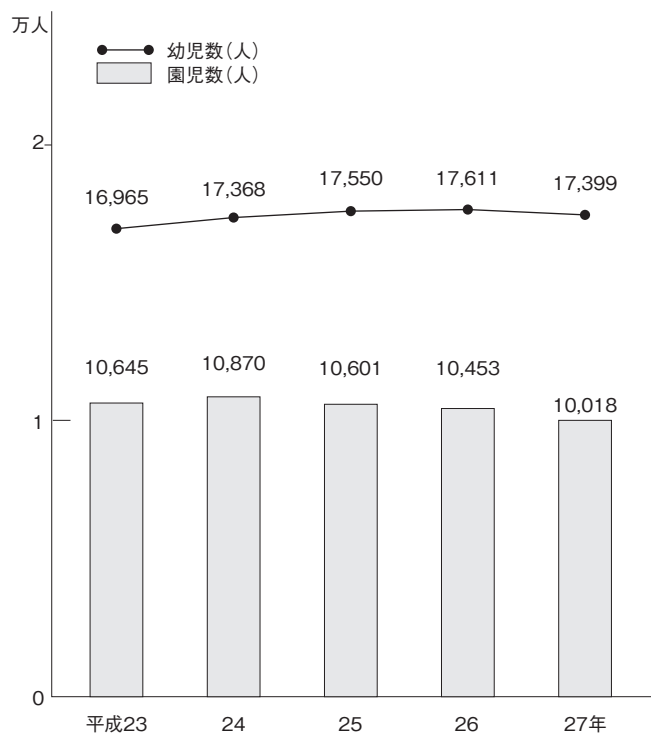
区内の幼稚園・保育所の入園（入所）状況

幼児数・幼稚園児数 平成27年5月1日現在
保育所入所者数 平成27年4月1日現在

区分	3歳児 人 (%)	4歳児 人 (%)	5歳児 人 (%)	計 人 (%)	
幼児数	5,687 (100)	5,961 (100)	5,751 (100)	17,399 (100)	
幼稚園児数	区立3園 — (—)	143 (2.4)	197 (3.4)	340 (2.0)	
	私立40園	3,081 (54.2)	3,303 (55.4)	3,294 (57.3)	9,678 (55.6)
	計	3,081 (54.2)	3,446 (57.8)	3,491 (60.7)	10,018 (57.6)
区立・私立保育所 入所者数 計	2,158 (37.9)	2,113 (35.4)	2,018 (35.1)	6,289 (36.1)	
幼稚園・保育所 合計	5,239 (92.1)	5,559 (93.2)	5,509 (95.8)	16,307 (93.7)	

※区立幼稚園の計 (%) は4・5歳児を対象とする。

幼児数に占める幼稚園児数の推移



注：幼児数は各年5月1日現在の3～5歳児（住民基本台帳による）。園児数は各年5月1日現在、練馬区内の幼稚園に入園している人数

(3) 小中学校の教育内容を充実する

〔教育指導と学校支援〕

教育基本法の精神に基づき、教育委員会の教育目標を受け、学校教育と社会教育の緊密な連携のもとに、人間尊重の精神を尊び、心身共に健康・安全で知性と感性に富み、広く国際社会において信頼と尊敬が得られる人間性豊かな子供の育成を図る学校教育を推進する。

●人権教育および豊かな心を育成する教育を推進するために

あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての子供が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、人権尊重の精神を具現化できるよう学校における教育活動全体を通して、人権教育を推進している。また、家庭や地域と連携して、地域の人々と関わる活動の場や機会を積極的に拡充し、社会の一員としての自覚を育て、社会貢献の精神の育成を具体的に図っている。

- ① 教員で構成する「人権教育推進委員会」による研修の充実を図っている。（平成26年度実績8回）
- ② 人権尊重教育推進校（26年度 南町小学校、開進第二中学校）からの研究報告による啓発を行っている。また、南町小学校において東京都教育委員会人権尊重教育推進校研究発表を、開進第二中学校において東京都教育委員会人権尊重教育推進校紙上発表を実施している。
- ③ 社会の一員としての自覚と勤労観・職業観を育成するとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、社会奉仕の精神を養う体験を得られるよう、中学校生徒の職場体験を実施している。（26年度 中学校全校）

●教育指導の充実

教育の今日的課題を踏まえ、学校教育の成果や改善すべき点を明確にし、すべての教職員が学校生活全般における子供の理解に努めるとともに、連帯意識を持ち、意欲的に教育活動に参画し、学校が組織として機能するよう指導・支援に取り組んでいる。

また、教育課程の実施については、各学校が学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、豊かな心の育成、確かな学力の定着・向上や健康の保持増進・体力の向上を図るための指導内容や指導方法の工夫・改善および授業の質的向上に努めるよう、指導・助言を行っている。

- ① 教育課程編成への調査・評価など適正な管理を行っている。
- ② 教育委員会（教育指導課）の学校訪問等により各校の課題等に学校と一体で取り組んでいる。（平成26年度 1園23校に訪問）
- ③ 教職員が資質向上を図りつつ、職務を十分に遂行できるよう、教育委員会では各種研修会を実施している。（26年度 初任者新規採用者等研修会など39

の研修会を実施)

●**確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことができる子供を育てる教育を推進するために**

社会の変化に主体的に対応し行動できる子供の育成を目指し、確かな学力の定着・向上を図るとともに、一人ひとりの個性を伸ばして、学ぶことの楽しさや成就感を体得できるよう教育の充実を図っている。

① 一人ひとりの子供の確かな学力の定着・向上を図るために

- ・学力向上支援講師を配置している。(平成26年度小学校62校、中学校24校)
- ・習熟度別グループ学習や個に応じた指導を充実するために教員の加配を実施している。(26年度小学校65校、中学校29校)

② 日本人としてのアイデンティティをはぐくみ、国際社会に貢献できる能力や態度を培うために

- ・中学校生徒が英語を理解し、英語で表現できる基礎能力を身に付けさせるため、英語の授業に外国人を助手として配置している。(26年度 中学校全学級)
- ・小学校児童が英語に慣れ、親しみを持てるよう、外国語活動指導員を配置している。(26年度 小学校5・6年生)
- ・世界の人々の生活や文化に対する理解を深めるとともに、直接交流を通して自己表現力やコミュニケーション能力の育成を図るため中学校生徒の海外派遣を実施している。(26年度68人・オーストラリア8日間)

③ 特色ある教育課程の編成により教育の質を高めるために

- ・「学びの連続性の実現」「きめ細かな指導と評価の充実」「子供と教師が向き合う時間的ゆとり」の確保を図るために、二学期制を導入している。(26年度 小・中学校全校)
- ・子供の確かな学力・体力の定着・向上と教員の指導力向上を図るために、土曜授業を実施している。(26年度 小・中学校年間8回)

●**家庭および地域社会に関かれ、信頼される学校づくりを推進するために**

子供たちが安心して、楽しく学び集える学校教育を創造し、信頼される学校づくりを推進するため、各学校(園)が創意工夫して取り組む教育活動を支援するとともに、家庭・地域との連携を推進している。

① 地域の教育力や専門家などの外部人材を総合的な学習の時間や部活動等で活用している。

平成26年度 各学校の活用例(一部)

- ・外国の文化への理解を深める学習での活用
- ・日本の伝統芸能(箏・三味線・茶道・華道・日本舞踊・相撲・能・落語・狂言)や昔遊び、もちつきなどを体験する際の活用

- ・学級農園や地域農家の畑で練馬大根作りなどの農作業体験やたくあん漬け体験などを行う際の活用
- ・障害者や高齢者への理解を深め、共に生きていくことへの意識を深める学習での活用
- ・進路選択の仕方や職業選択について考えたり、職場を訪問したりする際の学習での活用
- ・防災訓練や心肺蘇生法訓練などを行い、地域と連携する意識を高める学習での活用
- ・教科の学習をより充実させるための体験活動での活用

平成26年度 部活動外部指導員活用実績

- ・運動部152、文化部79

② 学校評議員や保護者などを委員とする学校関係者評価委員会を設置し、学校評価の推進に努めている。

●**学校教育支援センターの事業**

学校教育支援センターは教育研究・研修の拠点、教育相談の拠点および教育情報の発信の拠点の役割を担うため平成26年4月に開設され事業を開始した。

1 教育研究・研修事業

(1) 教育研究

- ① 教材の研究 適応指導教室の教育相談員を中心に中学校教員の協力を受け「中学数学基礎教材1年」を作成した。
- ② 科学教室 科学に興味を持つ小中学生を対象に科学的な見方・考え方を育てるため、小学校科学教室、中学校科学教室を開催している。小学校科学教室は年間を通して体系的のある内容とするため、4期制(第1期小5対象5・6月延べ20回、第2期小4～6対象7月延べ12回、第3期小4・5対象10・11月延べ20回、第4期小4～6対象2月1回)で実施している。(26年度383人参加) 中学校科学教室は夏休み中5日間で実施している。(26年度34人参加)

(2) 教育研修

区内小中学校の教員を対象に、教育相談研修や実技に関する研修を行っている。

- ① パソコン研修会(26年度延べ47人参加)
- ② 音楽実技研修会(26年度1回10人参加)
- ③ 理科実技研修会(26年度5回延べ131人参加)
- ④ 学校教育相談研修会(26年度延べ703人参加)

なお、今後は教科等の専門性の向上に向けた研修を構築していく。

2 教育相談事業

(1) スクールソーシャルワーク事業

児童生徒の不登校、問題行動、養育、発達に関することなどに関して、関係機関と連携し、子供一人ひとりの支援を行う。

① スクールソーシャルワーカーの派遣

統括指導主事をチームリーダーとして、心理教育相談員、学校巡回相談員等が学校からの依頼に基づ

き、関係機関と連携し支援を行っている。(26年度幼稚園2園7名、小学校49校146名、中学校23校86名支援)

② スクールカウンセラー配置事業

東京都教育委員会と練馬区教育委員会において取り交わす東京都公立学校スクールカウンセラー派遣に関する協定書により、練馬区立の全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、子供のカウンセリング等の支援を行っている。

③ 心のふれあい相談員配置事業

スクールカウンセラーの職務を補完するため、練馬区立の全小中学校に心のふれあい相談員を配置し、子供や保護者の悩み相談等の支援を行っている。

④ ネリマフレンド派遣事業

不登校等の状況にある児童生徒の、円滑な学校復帰に向けての支援を行っている。(26年度対象者21人延べ507回支援)

⑤ 校内教育相談等支援事業

学校長の要請により、不登校などの教育相談にかかわる内容を有する校内研修会等に、心理学の専門家や学識経験者を講師または助言者として派遣している。(26年度派遣回数49回延べ1,235名参加)

⑥ ソーシャルスキルトレーニング学校実施事業

不登校の未然防止や子供のコミュニケーション能力を育成することを目的に講師を派遣し、学校内でソーシャルスキルトレーニングを実施している。(26年度区内小中学校5校実施延べ1,235名参加)

⑦ ソーシャルスキルトレーニング実践研修

教員がその技能を身につけ学校内で実施できるよう、研修会を実施している。(26年度2回延べ28人参加)

⑧ 登校支援研修会

不登校児童生徒の支援を強化するため、教員向けの研修を実施している。(26年度全2回延べ63人が参加)

(2) 教育相談室

学校教育支援センター教育相談室、練馬分室および関分室において、教育、心理、医療の専門相談員が、区内の幼児、児童、生徒の発達の過程で生じる諸問題の相談に応じ、健やかに成長できるよう支援している。

① 来室教育相談

問題に応じて、カウンセリング、プレイセラピー、箱庭療法等を行い、希望に応じて学習支援を行っている。

また、相談の経過の中で他機関の紹介を行うこともある。

② 電話教育相談

電話により助言・指導、情報の提供および他機関の紹介を行う。

③ 学校訪問教育相談

保護者や児童生徒の了解を得て、相談員が学校への訪問を行う。

④ 家庭訪問教育相談

相談受理ケースのうちで、来室する保護者の努力だけでは問題解決の進展が望めず、家庭訪問が有効と判断される場合、保護者の同意を得て、相談員が家庭への訪問を行う。

⑤ その他

19年度から、親が子供の特徴や行動を理解し、子供のよい面を増やし広げるための具体的な方法を学ぶペアレント・トレーニングと発達障害等の子供同士の小集団によるグループ活動を実施している。(26年度ペアレント・トレーニング延べ57人参加、グループ活動は延べ344人が参加)

教育相談実施状況(教育相談室・練馬分室・関分室合算)
〔来室教育相談件数〕 平成26年度

相談内容	件数
学 校 ・ 学 習	543
対人関係・集団(社会)生活	288
家族関係・家庭生活の問題	275
身体に出てくる問題	27
不安・自信喪失	82
精神疾患	2
発達の問	253
その他	16
合 計	1,486

〔電話教育相談件数〕 平成26年度

相談内容	件数
学 校 ・ 学 習	183
対人関係・集団(社会)生活	86
家族関係・家庭生活の問題	110
身体に出てくる問題	6
不安・自信喪失	12
精神疾患	4
発達の問	27
その他	109
合 計	537

(3) 適応指導教室

学校教育支援センターの適応指導教室(小学生対象は「フリーマインド」、中学生対象は「トライ」)では、区内在住の不登校児童生徒に対して、一人一人が希望する学習活動を行いながら、心の安定を図るための相談活動、集団生活を図るための創作活動、レクリエーション活動、およびスポーツ活動等を行って学校復帰の支援を行っている。

〔適応指導教室実施状況〕

平成26年度

教室名	参加者数	活動日数
	人	日
フリーマインド	48	184
トライ	140	183

3 教育情報の発信

(1) 教育情報の収集と提供

各種の教育研究資料（27年3月31日現在4,901点）、教育図書（4,078冊）等教育関連資料を収集し、研究室では教職員や区民が閲覧できるようにしている。資料はインターネットで検索できる。

(2) 教科書展示会

教職員および区民を対象に、教科書の法定展示会を毎年6～7月にかけて14日間開催し、さらに採択替えの前年度には10日間の特別展示会を開催している。26年度は特別展示会を6月3日～6月12日に開催し、法定展示会を6月13日～6月26日に開催した。

なお、学校教育支援センター内の教科書センターでは、現在使用している教科書に加え、これまで使用した教科書を常設展示している。

(3) 保護者等対象講演会

- ① 保護者対象家庭教育講演会の開催（26年度1回45人参加）
- ② 不登校児童生徒の保護者対象の講演会（26年度未実施）

なお、今後は校務支援システムの利活用による教職員への情報発信を構築していき、保護者向けの事業を充実させていく。

●小中一貫教育の推進

平成20年11月に策定した「練馬区小中一貫教育校に関する基本方針」ならびに23年1月に作成した「小中一貫教育校実施計画」に基づき、23年4月に区内初の施設一体型小中一貫教育校「大泉桜学園」を開校した。

一方、小中一貫教育校以外の小・中学校においても小中一貫教育を進めるため、23年4月以降、順次小・中学校を研究グループに指定して、9年間を見通した教育課題の研究などを進めた。24年2月には「練馬区小中一貫教育推進方策」を策定し、区内全域への拡大に取り組んでいる。26年度には、区内34中学校区のうち25中学校区へ広がっている。

25・26年度には、区が文部科学省に提案して「小中一貫教育校による多様な教育システムの調査研究」を受託し、小・中学校の状況に応じた小中一貫教育の進め方や小中一貫教育推進の核となる小中連携推進教員の育成、小中一貫教育校の検証についての研究を行った。

また、26年2月に作成した「知的障害学級における小中一貫教育推進方策」に基づき、知的障害学級における

指導内容の段階表の作成に着手した。

●特別支援教育

区では、これまで区立小・中学校の心身障害学級の整備を進め、障害のある児童・生徒の将来の自立へ向けた教育を行ってきた。しかし、現在、社会のノーマライゼーションが進展する中で、児童・生徒の障害の重複化、多様化に応じた支援を始め、通常の学級に在籍している配慮を必要とする児童・生徒への教育的支援等、更なる教育の充実が急務となってきている。

こうした中、国や都では、従来の心身障害教育から障害のある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて必要な支援を行う「特別支援教育」への転換に向けた考え方が示された。区においても、これまでの心身障害教育の成果やこうした国や都の動向を踏まえ、特別支援教育の実施に向けた取組を進めてきた。

学識経験者・医師・保護者等の代表・学校関係者等を委員として平成17年12月に設置した「練馬区特別支援教育あり方検討委員会」では、特別支援教育を推進するに当たっての基本的な考え方や具体的な取組について検討を行い、その検討結果を19年3月に「練馬区特別支援教育あり方検討委員会報告」としてまとめた。

区ではこの検討結果に基づき、学校の指導の内容や方法を充実させ、学校全体で支援を行う体制を整え、学校への支援や関係機関との連携の構築を進めている。

●特別支援学級

知的な面や身体の発達に障害のある子供が、社会のかけがえのない一員として、生涯にわたり、生きがいを持って充実した生活を送れるようになるためには、適切な時期に、適切な教育の場で、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことが大切である。

また、持っている能力を十分に発揮できるようにするには、手厚い配慮のもとに、意欲を持って、のびのびと学習できる環境を用意することが必要である。

特別支援学級は、障害の重複化、多様化の傾向に対応して、知的障害のある子供、情緒面に障害のある子供、ことばやきこえに障害のある子供（言語障害・難聴）、目の不自由な子供（弱視）のために、特別に整備された教育環境を用意して、それぞれの障害と程度に応じた教育活動を実施している。

区では、昭和29年に旭丘中学校および旭丘小学校に知的障害学級を設置して以来、逐次、障害別学級の新・増設を行っており、平成27年5月1日現在、特別支援学級を設置する学校は、小学校25校、中学校14校を数える。

これらの学級では、子供たちの発達の段階や特性に応じた適切な指導を行い、子供たち自身が自らの障害を克服し、強く生きようとする意欲を高めるための実践を行っている。

特別支援学級〔小学校〕

平成27年5月1日現在

学 校 名	種 別	学級数	児童数
旭 丘 小	知的障害	2	12
〃 〃 〃	難聴等	1	9
〃 〃 〃	情緒障害	4	33
豊玉第二小	知的障害	5	33
豊玉南小	情緒障害	5	44
中開進第二小	弱視	1	10
南開進第二小	知的障害	2	9
北町西小	言語障害	3	54
北町西小	言語障害	3	20
練馬第三小	知的障害	5	33
〃 〃 〃	情緒障害	3	28
練馬東小	知的障害	2	13
田柄小	情緒障害	4	36
光が丘四季の香小	情緒障害	4	38
光が丘春の風小	知的障害	2	15
光が丘第八小	知的障害	4	28
石神井小	難聴	1	16
〃 〃 〃	言語障害	4	73
石神井東小	情緒障害	4	34
石神井西小	知的障害	2	13
上石神井北小	知的障害	2	15
谷原小	知的障害	1	7
大泉小	情緒障害	4	34
〃 〃 〃	情緒障害	4	25
〃 〃 〃	言語障害	4	34
大泉第三小	知的障害	3	53
大泉東小	知的障害	1	6
大泉学園小	知的障害	3	17
大南田中	知的障害	4	25
大南田中	知的障害	4	31
計(25校)	5 障 害	94	848

特別支援学級〔中学校〕

平成27年5月1日現在

学 校 名	種 別	学級数	生徒数
旭 丘 中	知的障害	3	20
豊玉第二中	情緒障害	3	29
中開進第二中	知的障害	2	9
中開進第三中	難聴	1	9
練馬第三中	弱視	0	0
光が丘第三中	知的障害	4	29
光が丘第四中	知的障害	5	34
石神井中	情緒障害	4	32
上石神井中	知的障害	4	27
南が丘中	情緒障害	3	24
谷原中	知的障害	2	10
大泉中	知的障害	2	14
大泉中	知的障害	5	34
大八中	情緒障害	2	19
計(14校)	4 障 害	40	290

特別支援学校

平成27年5月1日現在

学 校 名	種 別	在籍数
石神井特別支援学校 (小・中)	都立 知的障害	104
大泉特別支援学校 (小・中・高)	都立 肢体不自由	73
練馬特別支援学校 (高)	都立 知的障害	181
旭出学園(特別支援学校) (小・中 高・専攻)	私立 知的障害	30
計		388

(4) 教育環境を充実する

●施設の整備

1 校舎の改築

昭和30年代中ごろから、児童・生徒の急増および校舎の防火・防災対策のため、鉄筋コンクリート造校舎を新築するとともに、木造校舎からの改築を行ってきた。現在、これらの校舎の一部は建設後50年を迎えつつあり、計画的な改築が必要となっている。そこで、練馬区長期計画後期実施計画では「小中学校校舎等の改築の推進」を計画事業と位置付け、耐震性を確保するため、改築の必要がある学校から、順次設計・工事を実施している。

平成26年度は、豊玉第二中学校の校舎棟および谷原小学校の特別支援学級棟が竣工するとともに、開進第四中学校については実施設計が完了し、改築工事に着手した。また、下石神井小学校および大泉東小学校について、それぞれ基本計画と基本設計が完了した。

27年度は、26年度に引き続き3校の工事・設計を進めるとともに、大泉西中学校の特別教室棟の設計に着手する。

2 学校体育館等の整備

児童・生徒の体力および体育実技等の向上を図るため、施設の老朽の程度を判断しながら、小・中学校体育館およびプールの改築を行っている。また、武道場がない中学校には、校舎等の改築に併せて武道場を整備している。

26年度は、校舎に併せて、下石神井小学校の体育館・プールの基本計画および大泉東小学校の体育館・プールの基本設計を完了し、豊玉第二中学校の武道場を整備した。また、石神井東中学校の体育館・プールおよび武道場の基本設計を完了し、引き続き実施設計に入った。

27年度は、下石神井小学校および大泉東小学校の設計を進めるとともに、石神井東中学校は実施設計完了後、改築工事に着手する。また、大泉西中学校については特別教室棟と併せて体育館・プールおよび武道場の設計に着手する。

3 校舎等の大規模改修工事

(1) 校舎および体育館の耐震化

児童・生徒の安全を確保することはもとより、学校施設は、大規模震災時の「避難拠点」という位置付けから、学校の建物には十分な耐震性能を確保することが求められている。

全区立小・中学校99校については、これまで耐震診断が必要な校舎および体育館について診断を行い、順次補強工事を実施してきた。

26年度は、中学校1校の体育館補強工事を終了した。これによって、補強による耐震化工事が完了した。また、体育館の非構造部材の耐震対策として小学校29校、中学校14校で天井や照明器具等の点検を実施した。

(2) 施設の維持管理

安全で快適な教育環境を確保するとともに建物の耐用年数を引き伸ばすためには、施設設備の維持管理が最も重要であることから、学校施設の点検や補修・改修等を随時実施し、適切な維持管理に努めている。特に、校舎外壁の亀裂や屋上防水の劣化等については早急な対応を図るとともに、教室やトイレの整備など施設設備の改善や充実を図るための改修工事を計画的に実施している。

また、豊玉第二中学校で屋上緑化および壁面緑化を実施した。

6 環境への配慮

区では、校舎等の改築の際に、太陽光発電設備、雨水の植栽灌水やトイレ洗浄水利用など、自然エネルギーの活用や省エネルギーの仕組みを導入し、国からエコスクール（環境を考慮した学校施設）のモデル校として認定を受けている。

23年度の谷原小学校、25年度の豊玉第二中学校に続き、26年度は開進第四中学校が認定を受けた。

●小・中学校の現況

平成27年5月1日現在、区立小学校は65校、区立中学校は34校あり、それぞれ32,637人の児童と14,178人の生徒が在籍し、学級数は小学校が1,076学級、中学校が436学級となっている。そのうち、区立小中一貫教育校大泉桜学園は、児童生徒数671人、学級数21学級となっている。

23年4月「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正されたことに伴い、都の「学級編制基準」も改正され、小学校第1学年の35人学級が始まった。26年度は、加配定数措置により、小学校第2学年と中学校第1学年についても35人学級が実現した。

区立小・中学校の児童・生徒・教員数 平成27年5月1日現在

区 分	小 学 校	中 学 校
学 校 数 (校)	65	34
学 級 数 (学 級)	1,076	436
児 童 生 徒 数	男 (人)	16,944
	女 (人)	15,693
	計 (人)	32,637
1学級当たり(人)	30.3	32.5
教 員 数 (人)	1,612	836
1教員当たり児童・生徒数(人)	20.2	17.0

学校施設の主な改修工実施状況 平成26年度

改修工事件名	小学校	中学校
① 校舎外壁改修・屋上防水工事	1校	—
② 耐 震 補 強 工 事	—	1校
③ ト イ レ 改 修 工 事	2校	2校
④ 給 水 設 備 改 修 工 事	1校	1校
⑤ 水 飲 栓 直 結 給 水 化 工 事	1校	1校
⑥ プ ー ル 等 改 修 工 事	5校	—
⑦ 校 庭 整 備 工 事	1校	1校
⑧ 給 食 室 改 修 工 事	1校	—

4 校地の取得

児童・生徒の教育環境を良好にするため、校地の面積や校舎等の配置を勘案し、学校が有効に活用できる用地を取得している。

5 学校の緑化

学校の特徴に応じた緑化を推進するとともに、環境への負荷が少なく快適で、みどり豊かなうるおいのある学校環境を整備し、子供たちの緑化意識をはぐくむ環境学習の場作りを目指して、校庭の芝生化やみどりのカーテン（壁面緑化）、屋上緑化の整備などに取り組んでいる。25年度までに、小学校32校、中学校3校の校庭の芝生化および小学校7校、中学校4校の屋上緑化を実施した。また、小学校45校、中学校3校にみどりのカーテン（壁面緑化）を実施した。

26年度には、豊溪小学校、光が丘秋の陽小学校で校庭を芝生化したほか、豊玉第二小学校、中村小学校、大泉小学校でみどりのカーテンを整備した。

●学校選択制度

平成17年4月から区立中学校に入学する児童を対象に、34校ある区立中学校を自由に選べる「学校選択制度」を実施している。学校選択制度は、中学校進学に際し、児童とその保護者の希望や意思を可能な限り尊重することによって、子供たち一人ひとりが自らに適した教育環境で個性を伸ばすことを目的としている。20年1月に、制度の一層の充実を図るため、練馬区立中学校選択制度検証委員会を設置し検証を行った。その後、教育委員会では、教育振興基本計画に基づき、学校選択制度の今後の方向性を明らかにするため、25年6月に練馬区立中学校選択制度検証委員会を設置し、制度のこれまでの効果と課題の検証を行った。26年3月の答申に基づき課題の改善策等を検討する。

区の学校選択制度は、通学区域制度を基本とした選択制度であるため、通学区域外からの選択入学者の受入人

数枠は原則として40人としているが、学校施設の状況等により、必要に応じて受入人数枠を調整している学校もある。受入人数枠に対して選択希望者が多く、入学時までの辞退者・転出者を見込んでもお大幅に超過する場合には、抽選を実施している。27年度入学者の選択希望状況は、26年10月1日現在の学齢者5,922人に対して、通学区域外の学校を選択希望した児童は1,211人であり、その割合は20.4%であった。

●就学援助

学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に学用品費等を援助することによって、教育機会の均等を保障している。

平成26年度

小学校	要保護者	615人	(1.90%)
	準要保護者	6,138人	(18.85%)
中学校	要保護者	486人	(3.42%)
	準要保護者	3,719人	(26.16%)

注：() 内は、全児童数・生徒数に対する比率。

●教材等の整備

1 教材・教具の整備

区では独自の「教材教具整備標準」を設け、これに基づいて各教科の教材および教具の整備・充実を進めており、教材教具の中で高額なものは品目を定め計画的に更新をしている。

平成22年11月に策定した「学校配備システムの最適化計画(23～27年度)」により、『教育の情報化』推進の土台となる『教育ネットワークシステム』の整備を進めている。

23年度は、パソコン教室の機器の更新(1校当たり、小学校はパソコン21台、中学校はパソコン41台とプリンタ、プロジェクタ等)を行った。

25年度には、校務用パソコンの更新を行い、教員一人一台の体制を整え、26年度には先行して一部の学校に校内LANを敷設し、教育環境の向上を図った。

なお、13年度から全小・中学校でインターネット接続を開始している。

また、21年度に電子黒板を各校1台、地上デジタル放送受信可能テレビを各校4台整備した。

2 校具の整備

教育環境の充実には、学校用家具(校具)類の整備は欠かすことができない。

区では、児童・生徒が使用している学習机・椅子を始め、理科室、音楽室等特別教室の校具について整備を行っている。

●区立学校の適正配置の推進

現在、区立小・中学校の児童生徒数は、少子化の影響により、昭和50年代のピーク時の約6割まで減少し、全体として区立学校の小規模化が進んでいる。一方、宅地開発等の影響により、児童生徒数が増加傾向の学校もある。

過小規模校や過大規模校における教育指導上や学校運営上の課題に的確に対応し、学校教育の充実と教育環境の整備を図るため、区立学校の適正配置の検討を進める必要がある。

区では、「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針(平成17年4月策定)」に基づき、光が丘地区の小学校8校を4校に統合・再編する「区立学校適正配置第一次実施計画」を20年2月に策定し、22年4月、統合新校を開校した。

26年度は、過小規模状態が継続している2小学校について、学校、保護者、地域の方で構成する会議体を設け、具体的な対応方針の検討を進めた。

(5) 児童・生徒の健やかな体の成長を促す

●校外授業

みどりの少なくなった都会を離れ、澄んだ空気と自然の中で健康増進を図るとともに、その土地の歴史、社会、そこに生息する動植物、地形の観察などを学習し、また、児童・生徒相互および教師との日常の学校生活では得られない交流を図ることを目的に、校外授業を積極的に推進している。小学校では移動教室、中学校では移動教室および臨海・林間学校を、軽井沢、下田、武石、岩井の各少年自然の家を宿泊施設として行っている。このほか、中学校では関西または東北方面への修学旅行を実施している。

校外授業実施状況

平成26年度

区分	場所	日数	参加人数	参加校数
移動教室 (小学5・6年)	軽井沢、下田、武石、 岩井	(5年) 2泊3日	人 5,459	校 65
		(6年) 3泊4日	5,512	65
移動教室 (中学2年)	軽井沢(湯の丸スキー場) 武石(番所ヶ原スキー場)	3泊4日	4,557	34
臨海学校 (中学1年)	下田、岩井	2泊3日	3,590	34
林間学校 (中学1～3年)	軽井沢、武石	3泊4日	417	7
修学旅行 (中学3年)	関西方面、東北方面	2泊3日	4,569	34

注：臨海学校、林間学校は希望参加。

●学校災害

学校における安全教育や安全管理の普及充実および児童・生徒が学校管理下で災害にあったときの災害給付を目的として、独立行政法人日本スポーツ振興センター法が制定されている。区では、これに基づき独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいる。共済掛金は、児童・生徒1人につき年額945円(要保護は年額65円)で、区が全額負担している。

学校管理下における災害の多くは、すり傷、打撲、ねん挫、骨折等である。

区分	加入者数	災害発生数	災害発生率	給付額
	人	件	%	円
小学校	32,560	1,144	3.5	13,960,425
中学校	14,215	914	6.4	14,707,361
計	46,775	2,058	4.4	28,667,786

●アレルギー疾患対策

すべての学校教職員がアレルギーに対する共通認識をもち、アレルギー疾患がある児童生徒が、安全で安心な学校生活が送れるように努めている。

●学校給食

1 学校給食の充実

区では、食育の「生きた教材」として学校給食を活用し、学校独自の献立など食に関する指導の充実を図っている。平成26年度も引き続き「第2次練馬区立小中学校における食育推進計画」に基づき、食育の推進を行った。また、学校ごとにきめ細やかな調理をするため、23年度からすべての小・中学校において、自校調理または親子調理のいずれかの方式を採用した完全給食を実施している。

(1) 献立

学校給食における児童・生徒1人1回当たりの摂取基準は文部科学省「学校給食摂取基準」により示されている。

これを基に「学校給食の標準食品構成表」に沿って栄養バランスのとれた献立を作成している。

献立作成に当たっては、食育との関連を重視し、児童・生徒にとって適切な栄養摂取による健康の保持増進を図っている。

(2) 米飯給食

区では昭和55年7月から米飯給食を開始し、現在平均週3.5回実施している。

日本の食生活の根幹である米飯を通じて、児童・生徒にとって望ましい食習慣の形成を図っている。

(3) 衛生管理

必要に応じて保健所の協力および助言等を受けつつ、各学校に対する安全衛生巡回指導や栄養職員・調理員への研修等を実施し、学校給食における衛生意識の高揚を図っている。

また、安全で衛生的な学校給食の提供に資するため、使用する食材料や出来上がったおかずについて、定期的に専門の検査機関に依頼して細菌・農薬等の検査を行っている。あわせて、手指・調理器具類等の大腸菌群の拭取り検査の実施にも取り組み、衛生管理の徹底に努めて

いる。

学校給食実施状況

平成27年度

区分		小学校	中学校
自校 (79校)	給食実施食数 学 校 数	30,590食 55校	12,067食 24校
親子校 (20校)	給食実施食数 学 校 数	4,682食 10校	3,539食 10校
計 (99校)	給食実施食数 学 校 数	35,272食 65校	15,606食 34校

注：給食実施食数は、27年5月1日に実施した食数。

学校給食費の状況（月額保護者負担分※）

平成27年度

区分	自校調理校 親子調理校	円
小学校	低学年	4,219
	中学年	4,467
	高学年	4,804
中学校		5,579

※平均給食実施回数から算出した年間の給食費を11か月で除した金額。

2 学校給食調理業務民間委託の導入

区が持つ知識や経験を委託先と共有し、サービスの維持・向上と効率化を図るため、区は、順次、学校給食調理業務を民間に委託している。委託の内容は、調理業務、配缶・運搬、食器洗浄・消毒、その他調理に付随する作業である。献立の作成や食材の購入など、学校給食の運営は、学校と教育委員会が責任を持って行っている。平成27年4月現在、70校に民間委託を導入している。